

令和6年度ヤミ金融等 利用防止啓発活動を行いました



違法広告物を
除去する様子

具体的には、那覇市泉崎の県民広場周辺で、注意喚起のチラシ（約90枚）を配布したほか、周辺の電柱やガードレールなどに張られた違法広告物（約110枚）を除去しました。

沖縄総合事務局財務部では、引き続き、ヤミ金融の利用防止及び被害防止の啓発のため、関係団体と連携を図りながら、啓発活動に取り組んでまいります。

（※）「ヤミ金融」とは、国または都道府県の貸金業登録を受けずに、貸金業を営むことをいいます。

当該活動は、毎年、ヤミ金融の利用防止及び被害防止の啓発を図るために、沖縄県多重債務対策協議会及び沖縄県ヤミ金融被害防止対策会議の構成機関である沖縄総合事務局財務部、沖縄県、沖縄県弁護士会、沖縄県司法書士会等が合同で行っています。

令和6年12月26日に、「令和6年度ヤミ金融等利用防止啓発活動」を実施しました。

活動の内容

（※）
登録貸金業者情報検索入力ページ
<https://www.isago.jp/ordinary/kensaku/>

（※）
登録貸金業者情報検索サービス
(出所：金融庁ウェブサイト)
<https://www.isago.jp/ordinary/kensaku/>

具体的には、貸金業を営む者は、主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長または都道府県知事の登録を受けなければならぬこととなっています。借り入れをする場合には、当該業者の登録の有無を確認し、登録の確認ができない業者からは、絶対に借り入れしないで下さい。

ヤミ金融からは
借り入れをしない！



活動開始前の説明会の様子

ヤミ金融や多重債務に関する
相談窓口のご案内

沖縄総合事務局財務部では、ヤミ金融や多重債務に関する相談窓口を設けていますので、お困りの方は、一人で悩まず、まずは窓口へご相談ください（無料）。ご家族からのお相談もお受けします。



ヤミ金融の見分け方

- 登録業者かどうか
：金融庁のホームページで検索することができます。また都道府県の貸金業登録情報を確認することもできます。
- 店頭やチラシで登録業者登録を受けているか
：店頭のややこしい業者は、利害関係法の上規制15～20%を越える高利貸りや、手数料を取るなどして違法な貸し手として訴えられています。
- 広告に貸付可能か、貸付不可か
：「審査不採用」や「即断即棄」など必ず貸付できると表示している業者や「審査の可否性が高い」といっています。

沖縄県の主な相談窓口

○沖縄県営業本部貸金業登録全相談室 又は融資窓口の相談窓口	098-863-0110 098-864-0555
○日本貸金業協会沖縄県支部	098-865-3777
○沖縄弁護士会法律相談センター	098-866-0095
○沖縄総合事務局財務部貸金業監督課	098-867-3577
○那覇市司法書士会合規セクター	098-862-0710
○沖縄県消費者生活センター	098-862-9214 又は 188 050-3383-5533
○那覇市 法務省 法務委員会相談センター	098-862-2278
○石垣市 平和相談室	098-842-2553
○北谷町 21世紀 清净化相談室（北谷市むちび総合商店工企業団設置）	098-953-7518
○沖縄県消費者生活センター	098-953-7519
○東村 総務課	098-43-2201
○今帰仁村 総務課	098-45-2256
○伊江村 総務課	098-45-2534
○八重瀬町 総務課	098-998-2344

ヤミ金融に関する注意喚起のポスター

主 催：沖縄県多重債務対策協議会・ヤミ金融被害防止対策会議

事務局：沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全部（098-866-2187）

【本記事にに関するお問合せ先】
財務部 多重債務相談窓口
☎ 098-866-0095
財務部 金融監督第一課
☎ 098-866-0099